

学校生活の約束

1、登下校について

- 登校は8時25分までに登校する。8時25分から「朝学習」をはじめましょう。
- 一般完全下校は、16時00分です。（部活動完全下校時刻は別に定めます。）
- 道路交通法に基づき交通ルールをしっかり守り、安全な道を通りましょう。
- 登校、下校時間をしっかり守りましょう。

2、制服について

- 学校指定の標準型制服を着用しましょう。

		詰襟（学ランスタイル）	紺色セーラー服
上衣	夏服	白色カッターシャツ	白色カッターシャツ
	冬服	<ul style="list-style-type: none"> • 黒色詰襟の学生服（学ラン） （日被連標準型認証マークのついているもの） • 白色カッターシャツ 	<ul style="list-style-type: none"> • 紺色セーラー服 • 白色カッターシャツ
下衣	夏服	<ul style="list-style-type: none"> • 黒色学生服の長ズボン 	<ul style="list-style-type: none"> • スカート 紺色
	冬服	<ul style="list-style-type: none"> （日被連標準型認証マークのついているもの） 	<ul style="list-style-type: none"> 追いかへひだ24本



「日被連標準型認証マーク」

「学ランスタイル」

「紺色セーラー服」

- 防寒着については、登下校時に着用してもかまいません。また、マフラーや手袋などの防寒具は校舎内では着用しません。

3、頭髪などについて

- パーマ、脱色、染色、エクステ、整髪料等を使用しての技巧等はしません。
- 化粧、ピアスやネックレスなどの装飾品の着用、カラーコンタクトの着用、マニキュアなどの技巧はしません。

4、名札について

- 学年指定の色（青色、赤色、黄色）の名札を着用しましょう。

5、靴について

- 下ぐつは保健体育科の授業など運動に適した運動ぐつを用い、上ぐつについては規定のものを使用しましょう。(体育館シューズは別に定め、上ぐつと併用しません。)



「上ぐつ (例)」



「体育館シューズ」

6、通学カバンについて

- 通学カバンについては、通学しやすく、両肩に背負えるものが望ましいです。

7、通学について

- 安全面に考慮し、可能な限り複数名で通学しましょう。
- 登下校時は寄り道をしません。
- 希望により自転車通学を認めます。ただし、自転車通学申請書を提出し、登録シールをヘルメットと通学用自転車に貼付する必要があります。

平成28年10月1日より自転車を保有するすべての県民に「自転車損害賠償保険の加入義務」が課され、自転車通学をする人は自転車損害賠償保険の加入が条件となります。

本校の通学用自転車基準

- 実用車または軽快車であること。
- 両足スタンドが望ましい。
- 道路交通法を守ること。

8、昼食について

- 配膳用のエプロン、三角巾を着用しましょう。
- 飲み物はお茶、水、スポーツドリンクを持参して飲むことができます。
- ペットボトルを水筒代わりにすることができます。

9、持ち物について

- 自分の持ち物には、しっかり名前を書きましょう。
- 学校生活において不必要なお金、貴重品は持ってきません。集金などは、朝学活時に担任に預けましょう。
- スマートフォンや携帯電話、タブレットなどの電子機器の学校への持ち込みは原則できません。

10、公共物について

- 教室、机、椅子、ロッカー、壁、窓ガラス、掃除用具、学習者用端末(タブレット)など教室や学校のを大切に扱い、使った物は必ずもとに戻しましょう。

■困ったことがあれば…

家族、友だち、先生、スクールカウンセラーなどの身近な人に相談しましょう。

- 24 時間子ども SOS ダイヤル 0120-078-310
- 子どもナイトだいやる 0570-078-310
- こころのサポートしが (LINE 相談)



「こころのサポートしが QR コード」

■生徒一人ひとりの健全な育成のために…

滋賀県の学校・警察連携制度に基づき、草津市の生徒指導方針として、触法・犯罪行為、不良行為（万引き、かけごと、窃盗、喫煙、飲酒など）については保護者に連絡するとともに、草津警察署生活安全課をはじめとして、少年センターや中央子ども家庭相談センター等の関係機関と連携し、生徒の健全育成に努めます。